

# 全報告中医師による報告の占める割合

- 分子
  - 分母のうち医師が提出したインシデント・アクシデント報告総件数
- 分母
  - 調査期間中の月毎の入院患者におけるインシデント・アクシデント報告総件数

# 指標の定義・算出方法

1. 調査期間中に医療安全管理部門へ報告されたインシデント・アクシデント報告の総件数を分母とする。
  - I. インシデント・アクシデント報告の原因となった事象の発生日は問わない。
  - II. 医療安全管理部門への報告日により分母の対象とする。
  - III. 同一患者における同一事例に対し複数のインシデント・アクシデント報告が提出された場合には、複数の報告は1件とせず、それぞれ個別に分母の対象とする。
  
2. インシデント・アクシデント報告の報告が医師によるものを分子の対象とする。
  - I. 主たる報告者が医師以外の職種によるものは分子から除外する。
  - II. 同一患者における同一事例に対し複数の医師からのインシデント・アクシデント報告が提出された場合には、いずれも分子の対象とする。

# インシデント影響度分類

| レベル   | 障害の継続性 | 障害の程度  | 障害の内容   |
|-------|--------|--------|---|
| レベル5  | 死亡     |        | 死亡(原疾患の自然経過によるものを除く)  |
| レベル4b | 永続的    | 中等度～高度 | 永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う                             |
| レベル4a | 永続的    | 軽度～中等度 | 永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない                         |
| レベル3b | 一過性    | 高度     | 濃厚な処置や治療を要した(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など) |
| レベル3a | 一過性    | 中等度    | 簡単な処置や治療を要した(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など)                          |
| レベル2  | 一過性    | 軽度     | 処置や治療は行わなかった(患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた)     |
| レベル1  | なし     |        | 患者への実害はなかった(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)                           |
| レベル0  |        |        | エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった                         |
| その他   |        |        |   |

# FAQ

- 「1か月間・100床当たりのインシデント・アクシデント発生件数」で入院患者において発生した件数のみで分子を抽出するように定義変更がありました。が、本指標も入院患者のみの発生件数になりますか？
  - はい。同様に、入院患者において発生した件数のみを対象としてください。

# FAQ

- 分子となる医師は研修医、レジデント、歯科医師等も含んだ件数でしょうか？
  - はい。含んだ件数となります。

# reference

1. 国立大学附属病院における医療上の事故等の公表に関する指針(改訂版)平成24年6月
2. 厚生労働省 平成29年度医療の質の評価・公表等推進事業 共通指標セット  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000166331.html> 2021.05.18)

# 変更履歴

| 変更日        | 内容               |
|------------|------------------|
| 2019/04/12 | 算出方法変更なし。        |
| 2019/12/17 | FAQ追加。分母定義変更。    |
| 2021/05/18 | FAQ、reference追加。 |
|            |                  |
|            |                  |
|            |                  |
|            |                  |
|            |                  |
|            |                  |
|            |                  |
|            |                  |